

# 守山市分別収集計画

令和4年7月

滋賀県守山市

# 守山市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	9

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況の中、容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物のおおむねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたって基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,947t	2,950t	2,952t	2,952t	2,953t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・買い物袋の持参等の徹底

買い物袋の持参の徹底及び簡易包装の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の整備、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;">           無色のガラス製容器            茶色のガラス製容器            その他の色のガラス製容器         </div> </div>	空きビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	62 t	63 t	63 t	63 t	63 t
	独自処理量 62 t	独自処理量 63 t	独自処理量 63 t	独自処理量 63 t	独自処理量 63 t
主としてアルミ製の容器	100 t	101 t	101 t	101 t	102 t
	独自処理量 100 t	独自処理量 101 t	独自処理量 101 t	独自処理量 101 t	独自処理量 102 t
無色のガラス製容器	192 t	193 t	194 t	195 t	195 t
	独自処理量 192 t	独自処理量 193 t	独自処理量 194 t	独自処理量 195 t	独自処理量 195 t
茶色のガラス製容器	129 t	130 t	130 t	131 t	131 t
	独自処理量 129 t	独自処理量 130 t	独自処理量 130 t	独自処理量 131 t	独自処理量 131 t
その他の色のガラス製容器	89 t	90 t	90 t	90 t	91 t
	引渡数量 89t 独自処理量 0t	引渡数量 90t 独自処理量 0t	引渡数量 90t 独自処理量 0t	引渡数量 90t 独自処理量 0t	引渡数量 91t 独自処理量 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	9 t	9 t	9 t	9 t	9 t
	独自処理量 9 t	独自処理量 9 t	独自処理量 9 t	独自処理量 9 t	独自処理量 9 t
主として段ボール製の容器	655 t	658 t	661 t	663 t	665 t
	独自処理量 655 t	独自処理量 658 t	独自処理量 661 t	独自処理量 663 t	独自処理量 665 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	197 t	196 t	195 t	193 t	192 t
	引渡数量 197t 独自処理量 0t	引渡数量 196t 独自処理量 0t	引渡数量 195t 独自処理量 0t	引渡数量 193t 独自処理量 0t	引渡数量 192t 独自処理量 0t

**9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量の見込み＝

直近年度（平成26年度から平成30年度まで）の分別基準適合物の収集実績×過去の収集実績の比率

**10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

本市では、缶、ビン、段ボールの容器包装廃棄物の収集体制等については、昭和57年度の分別収集実施時からすでに確立している。

また、ペットボトルについては、平成8年6月からのモデル実施を経て、平成9年4月より分別収集を行っている。

なお、従来老人クラブ連合会にて集団回収を行っていた飲料用紙パックについては、平成11年度より、市が主体となって拠点回収を実施している。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	委託業者による指定日収集	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きビン	委託業者による指定日収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
	段ボール	ダンボール	委託業者による指定日収集	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者

## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ビン・ペットボトルについては、当面、市環境センターで選別、圧縮、保管を行う。飲料用紙パックについては、平成14年度より拠点（令和4年7月時点：154集積所）回収による回収および市役所および各地区会館にも回収箱を設置している。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	プラスチック コンテナ	4t トラック車	市環境センター (選別保管 施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きビン	プラスチック コンテナ	4t トラック車 2t 平ボディ車	※カレットは、色 選別後、色別 保管
茶色のガラス製容器				
その他の色の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	網ネット	2t 平ボディ車	なし
段ボール	ダンボール	プラスチック コンテナ	4t トラック車	なし
ペットボトル	ペットボトル	折り畳み式容器 (内装にネット) 網ネット	4t トラック車	市環境センター (選別、圧縮、 保管施設)

分別収集に必要な施設計画

[排出段階]

(その1)

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施 設の状況）
1. 排出容器				
①箱型 プラスチック コンテナ	a. 空き缶 （スチール缶、 アルミ缶分別必 要なし）  b. 空きビン （色分別の必要 なし）  c. ダンボール （ひもで十文字 に縛る	（仕様） 材質：ポリプロピレン 容量：110 l 数量：集積所 1 ヲ所当り 2～6 個	市 ※ただし、 収集は委託 業者	昭和 57 年度か ら分別収集済。
②ネット袋	d. 飲料用 紙パック	（仕様） 材質：本体…ポリエチレン  容量：300 l 数量：各拠点当り 1 個	市 ※ただし、 回収は委託 業者	平成 11 年度か ら分別収集済。
③折り畳み 式容器ま たはネッ ト袋	e. ペットボトル	（仕様） 材質：ポリエステル 容量：200 l、300 l 数量：集積所 1 ヲ所当り 1～5 個	市 ※ただし、 収集は委託 業者	平成 9 年度か ら分別収集済。
2. 集積場所	a～c、e～f	一般廃棄物集積ステーション	自治会	自治会にて清 掃等管理
	d	各地区会館及び市役所（計 8 ヲ所） 他指定集積所（154 箇所）	市及び 自治会	



分別収集に必要な施設計画

[運搬段階]

(その2)

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設 の状況）
1. 専用車両				
①資源回収用 パッカー車	a. 空き缶 b. 空きビン c. ダンボール d. 飲料用 紙パック e. ペットボトル	（仕様） 形式：最大積載量 2,250kg 後方ダンプ排出 数量：6台	委託業者	昭和57年度から専用車両にて分別収集済 空きビンについては平ボディ車併用
②資源回収用 平ボディ車	b. 空きビン	（仕様） 形式：最大積載量 2,000kg 数量：3台	委託業者	昭和57年度から専用車両にて分別収集済 空きビンについてはパッカー車併用

[中間処理段階]

(その3)

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設 の状況）
1. 再生施設				
①選別・圧縮 設備	a. 空き缶 （スチール缶、アルミ缶 分別）	主要機器：磁選機、選別機、圧縮 機 能力：1.1t/5h	委託業者	整備年度： 令和3年度
	e. ペットボトル	（仕様） 主要機器：コンベア、圧縮梱包機  能力：1.5t/5h	委託業者	整備年度： 令和3年度
②ストック ヤード	a. 空き缶	（仕様） 形状：屋内ストックヤード 9.7m×7.85m=76.15 m <sup>2</sup>	委託業者	整備年度： 令和3年度
	b. 空きビン	（仕様） 形状：屋外ストックヤード (6.7m×5.85m)×3=117.59 m <sup>2</sup>		
	e. ペットボトル	（仕様） 形状：屋内ストックヤード 9.7m×7.85m=76.15 m <sup>2</sup>		

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため市民や事業者からなる守山市ごみ・水環境問題市民会議および地域環境推進員を活用し、推進体制を整備する。

また、回収促進のために現在も行っている資源物回収運動報償金（有償で引き取られるものに限る。）の交付も引き続き行っていく。

さらに、廃棄物減量等推進審議会等において、今後における適正な廃棄物処理及び排出抑制、分別排出、再生利用等の方針並びに具体的施策における審議を行い、容器包装廃棄物を始めとするごみの減量化並びに資源化率の向上を推進する。